

韓国知的財産ニュース 2024 年 4 月後期

(No. 508)

発行年月日：2024 年 5 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】特許権等の登録令施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-119 号）
- 1-2 【立法予告】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令の制定案（特許庁公告第 2024-98 号）
- 1-3 【立法予告】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行規則の制定案（特許庁公告第 2024-99 号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2024 年カーボンニュートラル分野の問題解決に向けた国民向けアイデアコンペ」を実施
- 2-2 韓国特許庁、世界 3 大格付け会社ムーディーズの韓国支社を訪問
- 2-3 韓国特許庁、政府研究開発 (R&D) の特許成果諮問委員会」を開催
- 2-4 韓国特許庁、モグォン(牧園)大学と知財教育の相互協力に向けた MOU 締結
- 2-5 韓国特許庁と韓国女性発明協会、「女性向け知的財産支援政策の協議体」を発足
- 2-6 特許審判院、「第 19 回特許・商標判例研究に関する論文コンテスト」を開催
- 2-7 韓国特許庁、「2024 年知財権分野の自由貿易協定 (FTA) 説明会」を開催
- 2-8 韓国特許庁、コスメ分野の多出願企業「LG 生活健康」を訪問
- 2-9 韓国特許庁、ホイールベアリングメーカー「株式会社イルジングローバル」を訪問
- 2-10 韓国特許庁、韓国バイオ協会とバイオ分野の知財について話し合う
- 2-11 韓国特許庁、AI 基盤の知財課題解決サービス開発企業を訪問
- 2-12 韓国特許庁、「2024 年官民協力 IP 戦略支援事業」に参加する 6 つの民間投資機関を選定

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、2023年知財保護実態調査の結果を発表…営業秘密流出犯罪への処罰強化を求める声が2倍増

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁の提案により ID5 の「国際意匠出願の審査結果の比較に関するワークショップ」が東京で開かれた

その他一般

- 5-1 2023年韓国による PCT 出願の国際調査件数が世界4位

法律、制度関連

1-1 【立法予告】特許権等の登録令施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-119号）

電子官報（2024.4.17.）

特許庁公告第2024-119号

「特許権等の登録令施行規則」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年4月17日

特許庁長

特許権等の登録令施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

商標共存同意制の導入及び国際登録商標基礎権の分割認定等を内容とする「商標法」の一部改正法律案（法律第19809号、2023年10月31日公布）が2024年5月1日に施行予定であるため、類似する商標の共存事実を、公示手段である登録原簿に表示するよう、条項及び書式を見直し、商標分割の登録方法を追加及び関連書式を新設し、一部書式の記載要領に関する不備を改善・補完する目的である。

2. 意見提出

特許権等の登録令施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は2024年5月27日までに統合立法予告システム (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産登録課長）に提出してください。また、一部改正令案の全文は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」をご参照ください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛否、反対の場合は、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許庁産業財産登録課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1605 号（〒35208）
電話：（042）481-5233
Fax：（042）472-3467
電子郵便：sophyai13@korea.kr

1-2 【立法予告】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令の制定案
(特許庁公告第 2024-98 号)

電子官報 (2024. 4. 24.)

特許庁公告第 2024-98 号

「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令」を制定するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 4 月 24 日

特許庁長

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令の制定案の立法予告

1. 改正理由

特許データの活用を促進するための「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（略称：産業財産情報法）が制定（法律第 20200 号、2024 年 8 月 7 日公布・施行）されたことにより、同法律に委任する事項とその施行のために必要な事項を定める目的である。

2. 主要内容

イ. 目的（案第1条）

産業財産情報法に委任する事項とその施行に必要な事項を立法目的として規定する

ロ. 基本・施行計画の策定及び実態調査（案第2～4条）

基本計画の策定及び変更を容易にし、関係機関との協議及び協調に関する内容及び基本・施行計画の策定の詳細、実態調査の遂行範囲及び方法を具体化する内容を含む

ハ. 分類情報間連携表の作成手続き及び方法（案第5条）

産業財産情報法第11条に基づく各種の分類情報間連携表の作成手続き、方法等を規定する

ニ. 産業財産情報の利用及び提供等（案第7条）

個人情報が含まれた産業財産情報の利用及び提供が可能な場合は、明示する第1項を新設する

ホ. 国家安全保障等の目的の情報提供（案第8条）

出願中の産業財産情報の利用・提供が可能な国家安保関連技術の範囲及び提供対象の関係機関を明示する

ヘ. 産業財産情報の品質管理対象等（案第11条）

産業財産情報の品質管理の対象、基準、手続き等を規定する

ト. 業務の委託（案第14条）

当法律で定める業務が委託可能な機関を明示する

チ. 規制の再検討（案第16条）

行政規制基本法第18条の2に基づき「存続すべき明白な事由がない規制」の場合に明示する

リ. 既存の発明振興法施行令の移管条項

- 一（案第6条）発明振興法施行令第8条の6を移管するが、産業財産情報法の制定事項（産業財産権→産業財産）を反映する
- 一（案第7条）個人情報が含まれた産業財産情報の利用及び提供が可能な場合は、明示する第1項を新設し、既存の発明振興法施行令第8条の2第3～4項を移管する
- 一（案第9～10条）既存の発明振興法施行令第19条及び第19条の2を移管する
- 一（案第12～13条）既存の発明振興法施行令第8条の3及び第28条の9を移管する
- 一（案第15条）名称不当使用者に対する対象別、違反の回数別の罰金を算定した既存の発明振興法施行令第30条を移管

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2024年6月3日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）の統合立法予告にて法令案を確認し

た上で、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産情報政策課長）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁産業財産情報政策課（〒35208）
電子郵便：jinan278@korea.kr
Fax：（042）472-3460

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁産業財産情報政策課（電話：（042）481-5279）にお問い合わせください。

1-3 【立法予告】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行規則の制定案
（特許庁公告第 2024-99 号）

電子官報（2024.4.24.）

特許庁公告第 2024-99 号

「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令」を制定するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 4 月 24 日

特許庁長

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行規則の制定案の立法予告

1. 改正理由

特許データの活用を促進するための「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（略称：産業財産情報法）が制定（法律第 20200 号、2024 年 8 月 7 日公布・施行）されたことにより、同法律及び同法律の施行令に委任する事項とその施行のために必要な事項を定める目的である。

2. 主要内容

イ. 目的（案第1条）

産業財産情報法及び同法律の施行令に委任する事項とその施行に必要な事項を立法目的として定める。

ロ. 電子化の対象書類及び電子化した内容の通知等（案第2～3条）

特許・実用新案・意匠・商標の施行規則における産業財産文書の電子化の対象書類に関連する事項及び産業財産文書の電子化内容の通知に関連する事項を移管する。

ハ. 産業財産文書の電子化機関の指定及び業務規定等（案第4～5条）

特許・実用新案・意匠・商標の施行規則における産業財産文書の電子化機関の指定に関連する事項及び産業財産文書の電子化機関の業務規定に関連する事項を移管する。

ニ. 産業財産診断機関の指定（案第6条）

同法律の施行令第9条に委任した産業財産診断機関の指定申請書及び指定書のひな形を規定する。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2024年6月3日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）の統合立法予告にて法令案を確認した上で、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産情報政策課長）に提出してください。

イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁産業財産情報政策課（〒35208）

電子郵便：jinan278@korea.kr

Fax：（042）472-3460

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁産業財産情報政策課（電話：（042）481-5279）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2024年カーボンニュートラル分野の問題解決に向けた国民向けアイデアコンペ」を実施

韓国特許庁（2024.4.18.）

低炭素・環境配慮型課題に関するアイデアを多くの国民から募集…アイデア取引金計
5,000万ウォンを提供

韓国特許庁は4月18日木曜日から5月16日木曜日まで、気候変動への対応および政府革新の一環として「2024年カーボンニュートラル分野の問題解決に向けた国民向けアイデアコンペ」を実施すると発表した。

今回募集する10つの課題は、特許庁が行う「カーボンニュートラル分野のアイデア取引・事業化の支援事業※」に参加している中小企業が開発する低炭素・環境配慮型の製品に関する問題解決である。

※企業の低炭素・環境配慮型課題に関するアイデアを発掘し、そのアイデアを製品化するオープンイノベーション（Open Innovation）事業

課題解決に向けたアイデアは、特許庁の「アイデア路※」にて募集し、発掘したアイデアを中小企業が選定・購買してカーボンニュートラル分野に関わる新製品の開発や製品高度化に活用する計画だ。

※アイデア路（www.idearo.kr）：アイデアの需要者（企業）と供給者（国民）をマッチングする特許庁基盤の取引プラットフォーム

課題は、人工土壌において炭素貯留・除去の機能を維持する上で生産コストを削減できるアイデア、廃棄された混合素材の垂れ幕を化学の観点でリサイクルするためのアイデアなどがあり、応募期間は課題別に異なる。

募集したアイデアは専門家による評価を経て課題別に約3件のアイデアを選び、そのアイデアの提案者が、課題を提案した企業、知的財産専門家などと共同でアイデアの改善や高度化のプロセスを進める。企業は、改善プロセスを経たアイデアの中で、優秀なアイデアを最終選定・購買し、1件の改題当たり最高500万ウォンのアイデア取引金をアイデア提案者に課題への貢献度に沿って提供する。

※課題を提案した企業と課題説明会およびディスカッションなどを開き、1、2次アイデア登録および評価を行う

課題など詳細についてはアイデア路ウェブサイト、または、電話（02-3459-2809）にて問い合わせできる。

※アイデア路（www.idearo.kr）>会員登録>「チャレンジ」>「専門課題」

特許庁の産業財産政策局長は「企業が気候変動に有効に対応できるよう、さまざまなアイデアを採用するオープンイノベーションを戦略的に活用する必要がある」とし、「クリエイティブなアイデアにより、中小企業が革新的な製品を開発できるよう、多くの方々の関心や参加をお願いする」と述べた。

2-2 韓国特許庁、世界3大格付け会社ムーディーズの韓国支社を訪問

韓国特許庁（2024.4.18.）

産業財産情報活用策について企業と意見交換、企業側の要望や相談を聴く

韓国特許庁は4月18日木曜日、産業財産情報活用に関する政策づくりに向けて産業現場から意見を聴くために、グローバル企業情報提供サービス企業の「ムーディーズ・アナリティックス（以下、「ムーディーズ社」）」※の韓国支社（ソウル市永登浦区）を訪問、懇談会を開くと発表した。

※世界3大格付け会社の一つであるムーディーズ・コーポレーションの子会社で、企業データベースの構築および分析ソリューションを提供

特許庁は今年2月公布された「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」を基に、産業財産情報をより効率的に活用するため、さまざまな外部データと連携する産業財産情報のデータベースの構築を進めている。

今回の企業訪問は、特許庁が持つ産業財産情報と外部データを連携する中で、ムーディーズ社が保有するさまざまな企業情報や分析ソリューションの現状を把握し、これを基に起業情報と産業財産情報の連携および活用策について話し合う目的である。また、企業側からの要望や相談をヒアリングし、解決策を模索する。

懇談会には、特許庁イ・インス産業財産情報局長とムーディーズ社イ・セファン韓国支社長など両機関の関係者8名が参加する。

特許庁の産業財産情報局長は「今回の企業訪問は、産業財産情報の活用インフラを高度化して R&D や技術セキュリティへの支援を強化し、さらに高度化した産業財産情報分析体

系を作るきっかけになると思う」とし、「懇談会で話し合った議論や建議事項は、産業財産情報の基盤づくり及び活用政策に反映されるよう努力する」と述べた。

2-3 韓国特許庁、政府研究開発(R&D)の特許成果諮問委員会」を開催

韓国特許庁 (2024. 4. 19.)

政府 R&D の特許成果に関する分析・管理・活用策について専門家と話し合う

国家研究開発 (R&D) により創出された特許成果に関する分析・管理・活用を通じて研究開発の効率を高めるために専門家が意見交換を行う。

韓国特許庁は 4 月 19 日金曜日、韓国特許戦略開発院の分院 (ソウル市江南区所在) にて「政府研究開発 (R&D) の特許成果諮問委員会」(以下、「委員会」)を開くと発表した。

委員会は昨年 10 月、国家研究開発により創出された特許成果に関する分析の高度化、効率的な管理・活用策について話し合う趣旨で発足された。現在、研究開発の担当者、教授、大学・公共研究機関の技術事業化担当者 (TLO) など、さまざまな分野で研究開発に取り組んでいる専門家 10 人が委員として参加している。

今回の会議で特許庁は、「政府主要研究開発 (R&D) 事業に関する特許成果の分析方策」と「研究者向け質的評価指標の改善策」などを提案し、これに関する意見や特許成果の活用方向について委員が話し合う。

特許庁の産業財産政策局長は「国家研究開発の効率性を高め、優秀な特許成果を生み出すためには、これまでの成果について調査や分析を徹底すべきである」とし、「委員会で話し合った意見が政策に反映されるよう最善を尽くす」と述べた。

2-4 韓国特許庁、モグォン(牧園)大学と知財教育の相互協力に向けた MOU 締結

韓国特許庁 (2024. 4. 22.)

大学と手を組んで知財の理論と実務教育の両方に強い人材を育成する！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 4 月 22 日月曜日、モグォン大学 (大田市西区所在) を訪問し、同大学と「知的財産教育の相互協力に向けた業務協約」を締結する。

今回の業務協約は、両機関が協力して知的財産分野の実務と理論教育を支援し合うため

の積極行政活動の一環として進められた。

協約の主要内容は、教育カリキュラムの開設および運営に必要な人材、場所、資料などの資源の交流、教育計画の策定、教育結果のマネジメントなど教育カリキュラムの運営に必要な情報共有、受講生の募集や教育案内など教育運営およびこれに関するイベントへの協力である。

業務協約を締結することで、モグオン大学は国際知識財産研修院から在学学生向け知財実務教育の支援を受け、国際知識財産研修院は大学から知財教育政策に関する諮問や理論教育への支援を受けることができる。

今回の訪問を機に、国際知識財産研修院は知財教育に詳しい教員から意見を聴き、今年度下半期から開始予定の同大学警察行政学部の学生を対象にする実務教育カリキュラムに意見交換の内容を反映する計画だ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知財に特化したカリキュラムを基に知財人材の育成に大きく貢献しているモグオン大学と業務協約を締結することを非常に嬉しく思う」とし、「両機関が教育協力を図ることで、理論と実務の両方に強い人材を育て、充実した大学教育と知財産業の発展を支えていく」と述べた。

2-5 韓国特許庁と韓国女性発明協会、「女性向け知的財産支援政策の協議体」を発足 韓国特許庁（2024.4.22.）

産・学・官の関係者が集まり、知財分野の女性向け支援政策について話し合う

韓国特許庁と韓国女性発明協会は4月22日月曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて女性向け知的財産支援政策に関して産業界・学界・法曹界の専門家から意見を取りまとめるために「女性向け知的財産支援政策の協議体」を発足する。

2022年女性による知的財産出願件数は58,473件と、男性による出願件数（119,238件）の半数にとどまっており、男女差を解消するための女性向けIP専門教育プログラムや人材育成政策が少ない現状である。

＜韓国における男女別知的財産権の出願現状（特許・実用新案・意匠・商標）＞

（単位：件）

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
女性	40,852	47,235	55,708	62,402	58,473
男性	121,110	126,322	139,134	139,658	119,238

※出所：「2022年知的財産統計年報」男女別の特許・実用新案・意匠・商標における出願件数（特許庁）

今回発足する「女性向け知的財産支援政策の協議体」は、知財の全ての分野で女性向けさまざまな支援事業を発掘するために、産業界・学界・法曹界など計9名が参加する。

今回のキックオフミーティングでは、女性発明振興政策の法的根拠および沿革、女性発明振興事業の詳細、現行事業についての意見および今後の方向性などについて話し合う。

特許庁は今年8月まで計4回にわたって会議を開き、ほかの機関や海外の女性向け支援政策を参考して知財分野における女性の役割と支援政策の推進方向について深く議論する考えだ。

特許庁は2001年から韓国女性発明協会を協力して女性向け教育、人材育成、事業化支援などさまざまな事業を行っている。

「生活発明コリア」を通じて10年間138目の女性起業家を輩出し、世界最大規模を誇る女性発明イベントである「女性発明王 EXPO」で昨年時点、計19か国から354点の発明品を紹介するなど、女性を支える知的財産政策を実施している。

特許庁の産業財産政策局長は「世界各国で新しい経済革新の成長エンジンとして女性の役割に注目している」とし、「本日発足する女性向け知財支援政策の協議体が創業・教育などの分野で女性向け新しい知的財産政策の方向を示してくれると思う」と期待を寄せた。

2-6 特許審判院、「第19回特許・商標判例研究に関する論文コンテスト」を開催

韓国特許庁（2024.4.22.）

最優秀賞賞金200万ウォン、韓国国民誰もが参加できる

韓国特許庁特許審判院は4月22日月曜日から9月20日金曜日まで、産業財産権に関わる判例の研究を活性化するために「第19回特許・商標判例研究に関する論文コンテスト」

を開催すると発表した。

応募者は指定課題か自由課題のいずれかを選び、参加できる。指定課題は特許審判院が選定した 4 件の判例※であり、自由課題は指定課題以外の裁判所の判例であれば可能である。

【指定課題】

▲特許分野

- ①確認対象発明の実施有無を判断した審決とは異なり、裁判所が確認対象発明の特定有無のみを職権で審理判断できるかについての有無（積極）と確認対象発明の特定有無を判断する基準に関する判例（最高裁 2023. 12. 28. 宣告 2021 ㄸ 10725）
- ②原出願の際に新規性喪失例外主張をしなかった場合、分割出願の際に新規性喪失例外主張をして原出願日を基準にした新規性喪失例外主張による効果が認められるかについての判例（最高裁 2022. 8. 31. 宣告 2020 ㄸ 11479）

▲商標分野

商標権が移転された場合、従前の商標権者や従前の商標権者から商標使用の許諾を受けた使用権者も「他人」に含まれるか含まれないかが争点になった事例（最高裁 2020. 2. 13. 宣告 2017 ㄸ 2178）

▲意匠分野

権利確認審判で新規性喪失例外規定の適用根拠となる公知の意匠を基に自由実施意匠を主張できるかについて基準を示した判例（最高裁 2023. 2. 23. 宣告 2022 ㄸ 10012）

応募期間は 4 月 22 日月曜日から 9 月 20 日金曜日までであり、知的財産に興味があるなら誰でも一人または 1 チーム（2 人）で参加できる。参加希望者は特許審判院ウェブサイト (www.kipo.go.kr/ipt) のお知らせ>特許庁ニュースの掲示板で応募書類をダウンロードし、電子メール (yooyoung24@korea.kr) に送信することで応募できる。

特許審判院は、評価および審議（10～11 月）を経て最優秀賞 1 件（産業通商資源部長官賞、賞金 200 万ウォン）、優秀賞 2 件（特許庁長賞、賞金 100 万ウォン）、奨励賞 3 件（特許庁長賞、賞金 50 万ウォン）の受賞者を選ぶ。選考結果は 12 月初旬に発表され、授賞式は 12 月に開かれる。

特許審判院長は「今回のコンテストの指定課題は、実体的な判断に基づいて検討する必要がある手続き的な要件を明らかにした事案を選んだ。今回のコンテストを通じて審判基準の策定に活用できるさまざまな見解が得られると期待している」と述べた。

コンテストの詳細については特許審判院審判政策課（電話：042-481-5484、電子メール：yooyoung24@korea.kr）に問い合わせできる。

2-7 韓国特許庁、「2024年知財権分野の自由貿易協定(FTA)説明会」を開催

韓国特許庁（2024.4.23.）

初のFTA締結から20周年を迎える韓国、知財権分野の発展が著しい

韓国特許庁は4月23日火曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて海外進出に興味のある企業と一般国民を対象に「2024年知財権分野の自由貿易協定（以下、「FTA」）説明会」を開くと発表した。

今年は韓国が初めて締結したFTA（チリ）が発効してから20周年を迎える。知財権分野の交渉※は、米国、EU、中国など主要国とのFTAではもちろん、最近ではフィリピン、GCC※※など新興国とのFTAでも重要なテーマとして取り上げられている。注目すべきは、これまではFTA交渉により、知財分野の通商ルールを韓国の法律制度に反映する形であったが、最近では、韓国側が積極的に知財分野の通商ルールを提案しているという点だ。これは、韓国が知財分野の中核国として成長し続けており、国際社会において知財保護の向上に貢献しているためである。

※計26件のFTAのうち、知財権保護に関するルールは22件

※※GCC（湾岸協力会議6か国）：サウジアラビア、カタール、クウェート、バーレーン、オマーン、UAE

今回の説明会では、ここ20年間における韓国のFTA推進状況と知財権保護の動向などが紹介される。ほかにも、最近、通商分野で注目を集めているテーマである主要国の営業秘密保護制度と2023年に導入されたEUによる工芸品の地理的表示保護制度など、グローバル動向について発表される。

特許庁の産業財産保護協力局長は「FTAの交渉により強化される締結相手国の知財ルールは、韓国企業が海外現地で知的財産を有効に保護できる制度的基盤となる」とし、「今後も特許庁はFTA交渉により、韓国企業が海外で活躍しやすい知財環境を作るため努力していく」と述べた。

今後も特許庁はFTAをテーマにした定例説明会などを開き、産業界とコミュニケーションを深めていく考えだ。説明会の詳細については特許庁産業財産通商協力チーム（電話：042-481-3993）に問い合わせできる。

2-8 韓国特許庁、コスメ分野の多出願企業「LG 生活健康」を訪問

韓国特許庁 (2024. 4. 23.)

K-ビューティーを知的財産で支える！

韓国特許庁は4月23日火曜日、韓国国内で化粧品分野の出願件数が多い「LG 生活健康」（ソウル市江西区所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

今回の企業訪問は、機能的製品に関する研究開発の重要性が高まっている化粧品業界との意見交換・協力を図ることで、技術への理解を深め、化粧品業界から要望や相談をヒアリングし、今後の審査業務に反映するためである。

懇談会で企業側は、化粧品分野の新しい技術変化について紹介し、特許庁の審査政策について意見を示す。特許庁は、化粧品分野の審査における明細書の記載要件、機能的化粧品の用途に関する判断など、特許審査の実務について紹介する考えだ。

特許庁の化学生命審査局長は「今回の企業訪問は、化粧品分野の技術動向や知財権のイシューについて理解の幅を広げるチャンスになると思う」とし、「今後も出願企業からの意見をヒアリングし、審査業務に反映できるよう努力していく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、ホイールベアリングメーカー「株式会社イルジングローバル」を訪問

韓国特許庁 (2024. 4. 23.)

自動車部品分野の知財権について話し合う

韓国特許庁は4月23日火曜日、ホイールベアリングメーカーの「株式会社イルジングローバル」（忠清北道堤川市所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

ホイールベアリング (Wheel Bearing) は、車輪と車体に取り付ける部分に使われる部品で、駆動する際に車体の重さを受け止め、車輪を回す重要な役割をする。このため、ホイールベアリングは、回転する際の摩擦を最小限に抑えるよう、高い精密度と車体の重さを受け止める高い強度が必要であり、搭乗者の安全を守るため耐久性と信頼性が求められる。

懇談会は、韓国のホイールベアリングの製造現場から知財について意見や相談を聴く趣

旨である。特許庁は、関連分野の研究開発の動向や知的財産権の紛争などについて相談を受け、関連分野の特許政策や審査統計などを紹介し、コア素材・部品に関わる知財権の創出および保護・活用策について話し合う考えだ。

特許庁の機械金属審査局長は「懇談会は、自動車に欠かせない部品であるホイールベアリング分野における技術開発の動向や知財権の 이슈について相互の理解を深めるきっかけになると思う」とし、「今後も特許庁は産業現場とコミュニケーションを重ねることで企業が持つ特許の競争力強化を支えていく」と述べた。

2-10 韓国特許庁、韓国バイオ協会とバイオ分野の知財について話し合う

韓国特許庁 (2024. 4. 26.)

迅速かつ正確な特許審査を求める生命業界からの要望に応える支援策を検討

韓国特許庁は4月25日木曜日、韓国バイオ協会（京畿道城南市所在）にて生命業界と懇談会を開く。

今回の懇談会は、韓国の未来を率いるコア産業として注目を集めているヘルシー産業の競争力を高めるために、特許の審査政策を紹介し、産業界から意見を聴くためである。懇談会には、キム・シヒョン特許庁長職務代理、韓国バイオ協会の関係者、CJ 第一製糖、SK バイオサイエンスなど15社の知財担当者などが参加する。

ヘルシー市場は2021年5,800億ドルから2025年7,900億ドル（1,050兆ウォン）と大きく成長すると見込まれており※、世界的にも特許出願件数は10年間87%増加※※するなど、未来市場で主導権を握るための競争が激しさを増している。

※出典：Orion Market Research, Global Biotechnology Market 2021-2027(2021)

※※2012年110,125件→2021年206,086件、出典：Derwent（外部商用データベース）から算出

懇談会に参加する企業※は、世界の生命産業で優位を確保するためには特許権の確保が重要だと強調し、半導体や二次電池のように生命分野においても優先審査制度が必要だと要望すると思われる。

※CJ 第一製糖、SK バイオサイエンス、テサン（大象）、柳韓洋行、Alteogen など15社

特許庁は生命分野に関わる出願も優先審査対象として指定することを検討しており、審査処理期間の短縮、審査品質の向上、生命分野専門の審査官の増員など、支援策を積極的

に検討すると意見を伝える考えだ。

特許庁長職務代理は「特許権紛争が深刻化している生命・ヘルシー産業の競争力を高めるためには、韓国企業が強い特許を迅速に確保できる環境が求められる」とし、「特許庁は専門性の高い審査を通じて韓国企業が競争力の高い特許を確保できるよう、生命分野の審査支援策を積極的に進めていく」と述べた。

2-11 韓国特許庁、AI 基盤の知財課題解決サービス開発企業を訪問

韓国特許庁 (2024. 4. 26.)

AI による模倣品検知サービスを提供する「株式会社 Faikerz」を訪問

韓国特許庁は 4 月 26 日金曜日、AI (人工知能) 基盤の知的財産課題解決サービス企業「株式会社 Faikerz」(ソウル市江南区所在) を訪問し、知的財産サービス産業への支援策を模索する懇談会を開く。

今回の企業訪問は、知的財産支援サービスの成果を振り返り、知的財産サービス産業の発展について話し合う趣旨である。

株式会社 Faikerz は、特許庁が行う「知的財産サービスの成長支援」事業の支援を受けて、「AI を活用したオンライン上の模倣品検知サービス」を開発し、世界のハイブランドメーカーとサービス使用に関する契約を締結し、オンライン上の模倣品検知サービス分野で強い企業として成長する土台を作った上で、海外進出も成功している。

<知的財産サービスの成長支援事業>

◇知的財産サービス企業が保有するビジネスモデル (BM) のサービス化・事業化を支援する事業で、BM の具体化およびテストサービスの開発を支援する 1 段階と、開発されたテストサービスの実装・高度化および販路開拓を支援する 2 段階になっている。
※情報化サービス分野の専門家と企業をマッチングしてシステムの具現および実装・高度化を支援

◇特許庁は今年、同事業を通じて 12 の課題 (1 段階 8 件、2 段階 4 件) を支援中

特許庁の産業財産政策局長は「AI による模倣品検知、特許ビッグデータの分析といった知的財産サービスは、企業にとって大事な知財を創出・活用・保護する上で非常に重要な役割をしている」とし、「新しい知財サービス産業を育成できるよう支援を強化していく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、「2024年官民協力IP戦略支援事業」に参加する6つの民間投資機関を選定

韓国特許庁（2024.4.30.）

投資機関1か所当たり5つのIPスタートアップを選び、投資と知財をマネジメントする

韓国特許庁は28日、スタートアップを対象に投資やIP事業化戦略を支援する「2024年官民協力IP戦略支援事業」に参加する6つの民間投資機関を選定したと発表した。

【知的財産の専門性や創業企画、投資能力を保有する6つの民間投資機関を選定】

民間投資機関には、投資能力だけでなく、知的財産の専門性や創業企画力が求められ、計31の機関が応募して倍率は5倍になった。

今回選ばれた機関は、株式会社Future Play（共同受給、wefocus特許法律事務所）、特許法人ドダム（共同受給、株式会社MYソーシャルコンパニー）、特許法人RPM（共同受給、株式会社Y&ARCHER）、特許法人タヘ（共同受給、ソウル大学技術持株会社、ジュンソン特許法律事務所（共同受給、クァンウン大学技術持株会社、グクミン大学技術持株会社、ニューパラダイムインベストメント）、株式会社TBIZ（共同受給、株式会社インフォバンク）である。

<官民協力IP戦略支援事業の運営機関>

	機関名	共同受給業者 甲	共同受給業者 乙	共同受給業者 丙
1	株式会社 Future Play	wefocus 特許法律事務所		
2	特許法人ドダム	株式会社 MY ソーシャルコンパニー		
3	特許法人 RPM	株式会社 Y&ARCHER		
4	特許法人タヘ	ソウル大学技術持株会社		
5	ジュンソン特許法律事務所	クァンウン大学技術持株会社	グクミン大学技術持株会社	ニューパラダイムインベストメント
6	株式会社 TBIZ	株式会社 インフォバンク		

【投資機関1か所当たり IP スタートアップを5社選び、投資と知的財産のマネジメントを総括】

「官民協力 IP 戦略支援事業」は、スタートアップ、投資機関など民間からの要望を政策に反映したものである。同事業を運営する民間投資機関はそれぞれスタートアップを5社選び、約8か月間（5月～12月）、1社当たり7,000万ウォン以上の資金を投じ、CIP0※として企業が持つ知財のマネジメントを担当する。

※CIP0(Chief Intellectual Property Officer、知財最高責任者)：企業の知財権に関する戦略の策定やマネジメント（R&D、IP ポートフォリオ、ライセンス、権利保護、取引、訴訟、金融など）を担う

特許庁は IP 権利確保や製品戦略のコンサルティング、試作品製作など知的財産基盤の事業化戦略にかかる予算を支援（一社当たり7,000万ウォン以内）し、民間投資機関が各企業別に合わせた支援活動を行う。さらに、投資誘致や海外進出のコンサルティングを支援することで企業の資金確保や販路開拓までをサポートする。

<官民協力 IP 戦略支援事業の推進（案）>



※民間機関1か所当たり IP スタートアップ5社を発掘および民間投資金3.5億ウォン+特許庁3.5億ウォンをマッチング

これにより、スタートアップは投資と専門的な特許権事業化戦略の支援を受けることができ、民間投資機関は自ら発掘・投資した企業に対し政府と共同で支援できるというメリットがある。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の事業は民間投資市場で知財の重要性が拡散するきっかけになると思う」とし、「今後、民間と引き続き協力の幅を広げ、IP スタートアップへの投資の活性化を支えていく」と述べた。

同事業の詳細については、韓国発明振興会の知的財産事業化室（電話：02-3459-2856）に問い合わせできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、2023 年知財保護実態調査の結果を発表…営業秘密流出犯罪への処罰強化を求める声が 2 倍増

韓国特許庁 (2024. 4. 17.)

営業秘密流出に対する処罰や模倣品取り締まり支援を求める意見が急増

営業秘密を保有する企業 2 社のうち 1 社は「営業秘密流出犯罪に対する刑事罰を強化すべき」と答えた。

韓国特許庁は 4 月 17 日水曜日、上記の内容を盛り込む「2023 年知的財産保護実態調査」の結果を発表した。

同調査は、不正競争防止および営業秘密保護に関する政策策定の基礎資料として活用する目的に 2021 年から毎年実施されている。今回の調査は、従業員数 10 人以上の韓国国内の企業を対象に、①営業秘密保護、②不正競争行為、③商標権保護に対する認識および現況などを調べた。

< 調査概要 >

- 調査対象：従業員数 10 人以上の韓国国内の企業
 - 営業秘密保護の実態調査：営業秘密を保有する企業 8, 123 社 (回答した企業 2, 500 社、回答率 30. 8%)
 - 不正競争行為の実態調査：不正競争行為を認知している企業 11, 432 社 (回答した企業 2, 000 社、回答率 17. 5%)
 - 商標権保護の実態調査：商標権を保有する企業 75, 000 社 (回答した企業 3, 000 社、回答率 4%)
 - 調査期間：2023 年 7 月～11 月
 - 調査内容：商標権・営業秘密・不正競争行為に対する認識および現況、政策需要など
 - 調査方法：調査員による非対面形式 (電話、インターネット、FAX) の調査
 - 主管機関/調査機関：特許庁、韓国知識財産保護院/韓国ギャラップ
- ※このアンケート調査結果の統計は、統計法に基づく承認統計ではありません。

【①営業秘密流出犯罪に対する刑事罰の強化を求める (2022 年)27. 1%→(2023 年)46. 4%】

営業秘密の侵害・流出に対する予防や対応に向けた政策需要として「営業秘密流出犯罪に

対する刑事罰の強化」を求める回答の割合が 46.4%※と最も多かった。これは、昨年調査の 27.1%から約 2 倍増えた結果である。

※証拠収集がしやすい制度づくり (36.6%)、営業秘密保護の教育・相談 (34.5%) の順

これまで社会的に指摘されていた技術流出犯罪に対する軽い処罰※と、技術流出事件の増加傾向が影響しているとみられる。

※営業秘密の海外流出犯罪の法定刑は最大 15 年だが、平均の懲役刑は 14.9 月 (2022 年) に過ぎない

営業秘密を保護するために行っている活動としては「内部者に対し、定期的に営業秘密保護誓約書を作成」(37.4%) が最も多く、「外部者に対し、守秘義務契約を締結」(7.3%)、「ライバル企業への転職禁止契約および競業避止義務の付与」(5.2%) の順となっている。

【②アイデア奪取の防止、是正命令制度が最も効果的 33.9%】

認知している不正競争行為の類型は「原産地の虚偽表示」が 92.9%と最も多かった。次は、「アイデア奪取」(90.4%)、「商品形態の模倣」(84.9%)、「他人の成果を盗用する行為」(83.9%) の順である。

不正競争行為を改善するための対策として「行政調査権の強化(是正命令制度など)」が 33.9%と最も多く、「アイデアの原本証明制度を導入」(25.9%)、「民事訴訟で行政調査資料活用の手続きを導入」(14.6%) となっている。

【③オンライン上の模倣品増加により、模倣品取り締まり支援(モニタリングなど)を求める声が 10 倍以上急増】

商標権保護に関する特許庁の支援事業の中、「国内模倣品取り締まり支援事業」を利用したいと答えた割合が 50.2%と最も多く、「オンライン上の海外模倣品取り締まり支援事業」も 35.2%と多かった※。これは、昨年調査の 5.1%、2.6%からそれぞれ 10 倍以上急増した結果である。

※社会的弱者の知財権保護支援(45.6%)、小規模事業者向け知的財産競争力強化(43.6%) の順

今回の結果は、海外直接購入(個人輸入)などオンライン上で模倣品の流通が急増していることで、莫大な経済的被害が発生したことが影響※しているとみられる。

※模倣品により、輸出など売上高が約 22 兆ウォン減少(2019 年、韓国知識財産研究院)

特許庁の産業財産保護協力局長は「営業秘密流出犯罪に対しては、初犯の場合も実刑判決を下す量刑基準※が今年 3 月に改正され、不正競争行為の防止に向けた特許庁による是正命令制度は今年 8 月から施行される予定である」とし、「今回の実態調査からみられた今後の課題についても政策・制度面での支援を引き続き進めていく」と述べた。

※裁判官が刑量および執行猶予を付す際に参考する基準

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁の提案により ID5 の「国際意匠出願の審査結果の比較に関するワークショップ」が東京で開かれた

韓国特許庁（2024. 4. 24.）

国際意匠出願の審査プロセスおよび結果を共有することで制度の国際調和と審査品質向上を図る

韓国特許庁は 4 月 25 日木曜日から 26 日金曜日まで、米国、日本、中国、欧州の知的財産庁と日本国特許庁（東京都所在）にて「国際意匠出願の審査結果の比較に関するワークショップ」を開くと発表した。

今回のワークショップは、昨年、韓国で開かれた ID5※の定例会合（2023 年 9 月）で韓国特許庁が新規の協力課題として提案して開かれるもので、東京で開かれる ID5 中間会合（4 月 24 日）に続いて二日間行われる。ワークショップは韓国特許庁と米国特許商標庁（USPTO）が共同でリードする。

※ID5（Industrial Design 5）：意匠分野の先進 5 か国知財庁（韓国・米国・日本・中国・欧州）の協議体

【国際意匠出願の審査プロセスおよび結果を共有することで制度調和および審査品質の向上が期待される】

意匠分野の国際ルール作りをリードしている五庁は、今回のワークショップで各国における国際意匠出願制度の運営状況や課題について話し合い、今後の発展方向を模索する。

【国際意匠出願制度】

ハーグ条約により工業意匠の国際登録制度とも呼ばれ、世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局に一つの意匠出願願書を提出することで条約に加盟している国々に出願したことと同じ効果を与える制度で 2014 年 7 月 1 日に施行された

ワークショップの初日には、五庁がそれぞれ国際意匠出願の審査に採用している審査基準と実務について紹介する。

2日目は、五庁の全体に出願された国際意匠出願件の中で、拒絶理由をはじめ審査結果が異なる案件を選び、各庁の審査プロセスについて比較・分析する。

本ワークショップでは、ID5の関係者以外にも世界知的所有権機関（WIPO）の国際意匠出願局長も参加する予定である。今回のワークショップの結果は、国際意匠出願制度がよりユーザーフレンドリーな方向へ発展する上でも前向きな影響を与えると思われる。

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は「ワークショップの開催により、ID5の関係者が相互の審査プロセスや結果を共有することで、意匠制度において国際調和を図る土台となると思い、国際意匠の審査品質を高める上でも大きく貢献できると期待している」と述べた。

今回のワークショップや国際意匠出願制度に関する詳細は、特許庁のデザイン審査政策課（電話：042-482-8353）に問い合わせできる。

その他一般

5-1 2023年韓国によるPCT出願の国際調査件数が世界4位

韓国特許庁（2024.4.22.）

PCT国際調査の依頼件数上位5社のうち3社がグローバル半導体メーカー

グローバル半導体メーカーが新しい技術を世界各国で権利化するために、韓国特許庁に先行調査を依頼する「PCT※国際調査※※」の件数が増加傾向にある。

※PCT出願：PCT（Patent Cooperation Treaty）条約により、ひとつの出願願書を提出することでPCT加盟国（157か国）の全体に特許出願したことと同じ効果を与える制度

※※PCT国際調査：PCT出願に対し、出願人が国際調査機関（特許庁）を指定して当該の発明が権利化できるかどうか事前に判断してもらう手続き（2024年時点、21か国でPCT出願後、韓国特許庁に国際調査の依頼が可能）

【2023年PCT国際調査の指定件数で韓国が世界4位…1位は欧州】

韓国特許庁によると、2023年、韓国は国内外の出願人から30,023件のPCT出願※に対す

る国際調査※※の依頼を受けた。これは世界で 4 番目に多い件数で、1 位欧州 (83,125 件)、2 位中国 (72,923 件)、3 位日本 (47,342 件) となっている。韓国に次ぎ米国 (22,919 件) が 5 位となった。

【2023 年韓国が指定庁となった PCT 国際調査件数の 4 分の 1 は米国企業による出願】

昨年、韓国が依頼を受けた PCT 国際調査の 73.8% (22,164 件) は韓国出願人によるもので、サムスン電子・LG 電子・LG エネルギーソリューションの上位 1 社が全体の約 35%を占める。

技術分野別で見ると、デジタル通信 (2,620 件)、蓄電池 (電気機械・エネルギー、2,498 件)、コンピュータ (1,929 件)、医療技術 (1,560 件)、オーディオ・映像技術 (1,094 件) などの割合が大きい。

同期間、韓国が依頼を受けた PCT 国際調査の 4 分の 1 である 24% (7,155 件) は米国から指定されたもので、米国が依頼した全体の PCT 国際調査件数 (52,576 件) の 14%に達する。

技術分野別で見ると、コンピュータ (813 件)、半導体 (811 件)、土木工学 (704 件)、蓄電池 (電気機械・エネルギー、584 件)、測定 (475 件) の順である。

【PCT 国際調査を依頼した上位 5 社のうち 3 社がグローバル半導体メーカー】

企業別で見ると、依頼件数上位 5 社に AMAT、インテル、ラムリサーチといった世界的な半導体メーカーが 3 社入っている。ここ数年間、依頼件数トップである AMAT は、米国特許庁に出願した PCT 出願件数の大半 (ここ 5 年間の平均、99.6%) に対し、国際調査を韓国特許庁に依頼しており、インテル (90.9%) とラムリサーチ (99.9%) でもこのような動向がみられる。

韓国と欧州の場合は、中国や日本、米国とは異なり、自国だけではなく外国から非常に多く件数で PCT 国際調査の指定庁になっている。これは、両庁が調査品質や調査料などの面で競争力が高く、とりわけ、韓国特許庁は半導体など先端分野に関する PCT 国際調査の品質を米国など世界的な企業から認められているためだと思われる。

特許庁の特許審査企画局長は「最近、AI を中心に半導体や先端産業が成長していることを受けて、韓国や海外企業が韓国特許庁に依頼する PCT 国際調査の件数は増え続けている

くと見込まれる」とし、「PCT 国際調査の結果は、ほかの加盟国で特許審査を行う際に非常に重要な情報として活用されるため、品質管理に万全を期す」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム